

(ハ) 支払期限は、昭和四十八年三月三十一日までとする。

第五条 前各号に定めのない事項または、この協定に疑議が生じた場合はその都度甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定書は、式通作成し、甲、乙各壹通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 東京都新都市建設公社

理事長

乙 福生町

代表者 福生町長 石 川 常太郎

土地 売 買 契 約 書 (案)

買主、財団法人東京都新都市建設公社を甲とし、売主福生町を乙とし、甲乙両者間において取り交された昭和四十五年三月 日付、福生町多摩河原地区内公共用地買収に関する協定書に基く土地売買に関し、下記条項を契約し、誠実に履行するものとする。

第一条 乙は別紙「土地の表示」記載の土地(以下「本土土地」という。)を甲に譲渡する。

第二条 本土土地の売買代金は金 円也とする。

第三条 本土土地の代金は、前示協定書第一条の手続き完了後、速やかに支払う。

第四条 本土土地に対する公租、公課については、所有権移転完了の月までは乙、その翌月分より甲の負担とし、未納金、追徴金もしくは遡及賦課のものについては、乙の負担とする。

第五条 乙は、仮登記完了までに本土土地上に存する賃借権、その他一切の権利を抹消し、工作物または農作物等を撤去し、更地として甲に引き渡すものとする。

引き渡し完了後において本土土地内に残留物があるときは、当然甲に所有権が移転したるものとして甲が任意に処分することができる。

第六条 本土地について、第三者より異議もしくは苦情の申立等甲の事業目的達成上支障ある事態が発生した場合は、乙は、その全責任をもつて一切を処理するものとする。

第七条 本契約締結後において、甲は本土地の測量、調査その他の事由により必要なる場合は随時本土地内に立入り、また甲の買収地であることの表示することができる。

第八条 本契約条項の履行につき、必要なるときは、甲乙協議により定める。

第九条 本契約について、争いが生じた場合は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

この契約の証として正本式通を作成し、甲乙各宅通を保有するものとする。

昭和四十五年三月 日

甲 東京都新都市建設公社理事長名

乙 福生町

代表者 福生町長 石 川 常太郎



第一 回福生町議会定例会議録 (第三号)

昭和四十五年三月二十五日福生町議会議場に第一 回福生町議会定例会が開催された。

一、出席議員は次のとおりである。

一番 森田有雄君 二番 中西虎蔵君 三番 杉本有雄君

四番 西野鉄之助君 五番 松本平九郎君 六番 関本有雄君

七番 末木性男君 八番 中里元一君 九番 下野行夫君

十番 川本重雄君 十一番 加藤清一君 十二番 伊東忠次郎君

十三番 中村国太郎君 十四番 高橋子春君 十五番 水谷清一君

十六番 石川繁治君 十七番 下沼有伍君 十八番 高根忠君

十九番 岩田博君 二十番 仲本弘之君 二十一番 小堺仁七君

二十二番 小林暢吉君 二十三番 田村匡雄君 二十四番 石川信義君

一、欠席議員は次のとおりである。
ほこ

一、欠員は次のとおりである。

下

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田 猛 君 議事係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川常太郎 君 助役 藤崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 河田信二 君 調査室主査 下野忠一 君 調査室主査 上野重勝 君

総務課長 高水 求 君 税務課長 古谷徳男 君 住民課長 乙津原吉 君

民生課長 森田 武 君 産業課長 田代和雄 君 土木課長 森田 猛 君

水道課長 生子国利 君 教育課長 火 負 君 選挙管理委員会事務局長 田代忠雄 君

土木都市計画課長 河見裕康 君 教育課長心得 中村 浩 君

一、以下の議事日程は次のとおりである。



日程第一 議案第七号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第八号 福生町の課に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三 議案第十七号 福生町清掃条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四 議案第十八号 福生町営住宅条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五 議案第二十六号 昭和四十五年福生町一般会計予算（審査報告）

日程第六 議案第二十七号 昭和四十五年福生町国民健康保険特別会計予算（審査報告）

告

日程第七 議案第二十八号 昭和四十五年福生町公益質屋特別会計予算（審査報告）

日程第八 議案第二十九号 昭和四十五年福生町福生都市計画福生土地地区画整理事業

特別会計予算（審査報告）

日程第九 議案第三十号 昭和四十五年度福生町と畜場特別会計予算（審査報告）

日程第十 議案第三十一号 昭和四十五年度福生町水道事業会計予算（審査報告）

日程第十一 請願第一号 排水溝設置に関する請願書（審査報告）

日程第十二 陳情第一号 学校医手当増額に関する陳情書（審査報告）

日程第十三 陳情第十号 駐留軍労働者の雇用安定対策の抜本的確立と離職後の援護措置

の充実ならびに財団法人東京駐留軍離職対策センター育成強化
に関する陳情書（審査報告）

日程第十四 議案第三十四号 市制施行の促進に関する決議

日程第十五 議案第三十五号 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算（第四号）

日程第十六 陳情第二号 タバコ消費税増収対策のための自動販売機購入に関する陳情書

日程第十七 陳情第三号 在日朝鮮公民の帰国事業の再開並びに祖国往来に関する陳情書

日程第十八 町道舗装に関する請願書の訂正について

日程第十九 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十 特定事件の継続調査について



追加日程第一 議案第三十六号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事

業特別会計補正予算（第五号）



十時四十分

議長(石川信義君) 昭和四十二年
二月日の合議を閉じし事。 才一回福生所議合定例合才

○
養(如川信義君)
陳事のフコウにより暫時休憩したことを。

行亦十時四分

午下工時三十分開議

議長(石川信義君) 休憩中に引く議を公議を用ひます。
二めチリ白釋に入り子す。

議長(谷川信義君) 本日の議事運営については、議会議事運営委員

合においしく検討さめま
 したので委員長より報告願
 いを下さる。

鎌倉公運長委負長森田香確君

議合通廣委負長森田香雅君登壇

議公運長(森田秀雄君)

ソノ承継事項にほつたりするもので日様に登載したところ

[illegible]

議長(石川信義君) 以上が委員長の報告は終了です。

ただいま議会の委員長が報告されたことにより今日の議事を進めようとするところ協力のほどお願いいたします。

議長(石川信義君) この際報告事項が終了しますので事務局長をこ

の諸般の報告をいたします。

(鳥田謙吉事務局長報告)

議会の運営について(引添参照)

諸般の報告の一通可正について(引添参照)

議会の諸般の報告について(引添参照)

議会の諸般の報告について(引添参照)

議長(石川信義君) 以上が諸般の報告は終了です。

議長(石川信義君) 日程が一議案と号稱生け職員定数条例の

一編を改正する条例を議題といたします。

本議に付するは事務委員会に審査を託してありますので

福生町議会

議長から報告を願います。事務委員長 下沼香仙君

(事務委員長 下沼香仙君登壇)

議長(石川信義君) 下沼香仙君 指図がございましてこの審査報告

をいたします。

(議案審査報告書朗読) 引添参照

なお本議に付するは審査の過程を説明いたします。

まず担当主査から職員定数条例の一通を改正する条例

の内容説明を求め、市長の補助職員におよび教育委員会

の事務局の職員のうちその他の職員として主事補、技補

と若干補充するもの、市長の補助職員におよび主事補、技補

委員会の事務局の職員のうち事務局職員二名、技補

員を四名と増員しようとするものがあるという説明があり

質疑に入りまして、本件についてあまり質疑はなく、

審判審判の審判を前提とした増加であるのかという質問に対し

、とりあてずの答であるとの答弁にとどまりました。全員が

一致して本議に付する審案がありお決するべきものと決定した不

ヤムゴロイナリ。

何とぞご審議のうえにお決くだんますようお願ひいたし
ます報告といたします。

○議長(タリ信義君)

いふより本委員長報告に付する質疑を行はうとす。
(副議長はこゝと呼ぶ者あり)

○議長(タリ信義君)

ヤエが質疑を終ります。

おばかりいたします。議案ヤエ号に付する本委員長報告は
お決まりします。本果は本委員長報告のとおり決するに二票
議決いたします。

(副議長はこゝと呼ぶ者あり)

○議長(タリ信義君)

ご審議はこゝと認めます。さうく議案ヤエ号は
本委員長報告とありお決したうした。

○議長(タリ信義君)

日程ヤニ補正の議案に関する条例の一部と改正
する条例を議題といたします。

福 生 町 議 会

本果についてご審議本員公に審査を託記してありますので

本委員長より報告願ひします。ご審議本員長 下呂香仙君

(ご審議本員長 下呂香仙君登壇)

○議長本員長(下呂香仙君) ご指石にありさうご審査報告といた
します。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお本果審議につきさうく補正説明をいたします。

お下担当主査より、各の説明を求め、今日の朝改正は
従来の民生課と福祉課と衛生課に分け、土木課を建設課に
名称を変更したものでござります。

福祉課につきさうくは市制施行の場合福祉事務所に移
項するものであり、またこの施行期日につきは規則で定めると
はつてゐるが、早い時期に実施したいとの説明がありまうた。

疑に入りさうく、人員の配置につきは現状におきまは主として福祉
関係、建設関係の現人員をあく、ただちに定員の増員の考へは
なく、さうなだけにはさうく事務に支障のない範囲内でやういふ

に。時に福祉事務所に移項するよう既慮する。係に
は検中とのことありました。今後は相模は改正する

課の五林の変更案については市制移行前に議決に提議
したとのことありました。全費一環によりまして本県に

系案と決すべしとの決定に不承でありました。何とぞよろしくご審議のうえご決くださるよう
お願いいた

し。まゝ報告を終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

○議長(各り信義君) いえ、本委員長の報告は終ります。

現在の登録人口、ごま、し尿収集人口、自家処理人口、いには、
取りの取扱い、水、汚便所の無碍の考之方等についで尋ね、
その適切なる説明が与えられた。

件改正果するが、本席委員全員が賛意を表し、なお水洗の
 無村化になしむは積極解に平等を欠かほいために一月も
 早く踏み切つたに三たという要望もいたした。本果
 になしむは採採の結果全負原果じおりお決すべきものと決定した
 不やぶるいす。

ふうしくご帰謙のうえ当委員会の来選に好したところを
 お願ひ申しあげまして報告といいたし下。

○議長（久川信義君）以上が本委員長の審査報告は終了した。
二つより本委員長報告に代する質疑を行はうとす。

ニハヨリ本員長報告に存する質疑を行はす。

○兼長（なり）常業（じやうごふ）
いふで質（しつ）疑（ぎ）を（を）終（は）り（り）す（す）。

お、
か
り
に
し
て
す。

報告は、おかりにします。
 本報は、本部長に送る要員長
 報告のとおりです。

要議はこゝと呼
ぶ者なり

○議長(石川信実) 是の案議はこと認めます。
は委員報告のとおりを採りたいとす。ト
子之孫東カ七号

○~~鎌~~夏(石川信義君)
日程为四、~~鎌~~果为十八号、福生所居住定条例の

本館に於ては、事務委員公に審査を任託して事とする。委員長の報告願ひす。

終朝李員長
下君香仰君登壇

○総務本部長（下汲青仙君）
子下。
ご指知に依りおる。審査報告をいたし

議東澤直部告曹朗諫
別添參照

本泉閣議ニ
 之ヲ以テ
 要之月を補
 是レテ説明
 いたし奉ル